

第 1 1 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	4	1	5	4	1 4

(2) 議案の名称

< 専決処分報告 >

報告第 1 号 専決処分について(平成 2 7 年度尼崎市一般会計補正予算(第 1 号))

報告第 2 号 専決処分について(平成 2 7 年度尼崎市介護保険事業費会計補正予算(第 1 号))

報告第 3 号 専決処分について(尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

報告第 4 号 専決処分について(尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例)

< 予算 >

議案第 7 7 号 平成 2 7 年度尼崎市一般会計補正予算(第 2 号)

< 条例 >

議案第 7 8 号 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 9 号 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 0 号 尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例について

議案第 8 1 号 尼崎市保育所設置法人等選定委員会条例について

議案第 8 2 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 8 3 号 工事請負契約について(長洲小学校北棟耐震補強等工事)

議案第 8 4 号 工事請負契約について(武庫北小学校給食室棟改築等工事)

議案第 8 5 号 工事請負契約の変更について(水堂小学校南棟改築等工事)

議案第 86 号 市道路線の認定について

2 その他の報告

- (1) 平成 26 年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し
54 事業 2,536,757 千円
- (2) 平成 26 年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し
4 事業 233,557 千円
- (3) 平成 26 年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用
1 事業 261,985 千円
- (4) 平成 26 年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用
2 事業 249,159 千円
- (5) 平成 26 年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用
1 事業 38,660 千円
- (6) 平成 26 年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用
1 事業 1,241,228 千円
- (7) 尼崎市障害者計画の変更について
- (8) 議会の指定に基づく専決処分
- ・ 和解及び損害賠償の額の決定
 - 交通事故 2 件 1,042,832 円
 - その他の事故 1 件 1,785 円

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市副市長の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第11回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成27年6月定例会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第1号	所 管	介護保険事業担当																								
件 名	専決処分について(平成27年度尼崎市一般会計補正予算(第1号))																												
内 容																													
1	専決理由 介護保険事業費会計において、低所得の第1号被保険者の保険料を軽減強化するため、給付費の一部を公費負担するにあたり、急施を要したため、補正予算について専決処分をしたもの。																												
2	専決処分日 平成27年5月22日																												
3	補正予算の規模 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">208,540,000</td> <td style="text-align: center;">115,940</td> <td style="text-align: center;">208,655,940</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	208,540,000	115,940	208,655,940																		
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																											
208,540,000	115,940	208,655,940																											
4	歳入歳出補正予算額 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">57,970</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">115,940</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align: center;">28,985</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: center;">28,985</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">115,940</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">115,940</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	57,970	民生費	115,940	県支出金	28,985			繰入金	28,985			合 計	115,940	合 計	115,940
歳 入		歳 出																											
款	補正予算額	款	補正予算額																										
国庫支出金	57,970	民生費	115,940																										
県支出金	28,985																												
繰入金	28,985																												
合 計	115,940	合 計	115,940																										
5	補正予算の内容 (1) 歳入歳出予算 民生費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業費会計繰出金 115,940千円 介護保険事業費会計における低所得の第1号被保険者の保険料を軽減強化することに伴い、同会計への繰出金を増額する。 																												

< 平成 27 年 6 月定例会 >

種 別	専決処分報告	番 号	報告第 2 号	所 管	介護保険事業担当
件 名	専決処分について (平成 27 年度尼崎市介護保険事業費会計補正予算 (第 1 号))				
内 容					
1 専決理由	低所得の第 1 号被保険者の保険料を軽減強化するため、給付費の一部を公費負担するにあたり、急施を要したので、補正予算について専決処分をしたもの。				
2 専決処分日	平成 27 年 5 月 22 日				
3 補正予算の規模	(単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	37,568,376	0	37,568,376		
4 歳入歳出補正予算額	(単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	介護保険料	115,940			
	繰入金	115,940			
	合 計	0	合 計	0	
5 補正予算の内容	(1) 歳入歳出予算				
	介護保険料				
	・ 介護保険料	115,940 千円			
	介護保険事業費会計における低所得の第 1 号被保険者の保険料を軽減強化することに伴い、第 1 号被保険者保険料を減額する。				
	繰入金				
	・ 他会計繰入金	115,940 千円			
	介護保険事業費会計における低所得の第 1 号被保険者の保険料を軽減強化することに伴い、一般会計からの繰入金を増額する。				

<平成27年6月定例会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第3号	所 管	税務管理課
件 名	専決処分について(尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)				
内 容					
1 専決理由	<p>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行う必要が生じたが、急施を要したので、専決処分をしたもの。</p>				
2 専決処分日	平成27年3月31日				
3 専決内容	<p>(1) 固定資産税及び都市計画税に関する平成27年度の評価替えに伴う改正</p> <p>ア 据置年度(平成28年度及び平成29年度)の土地の評価額について、地価の下落に伴い、修正することができる措置を継続する。 【条例附則第10項】</p> <p>イ 商業地等に係る平成27年度分から平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税について、税額負担の上限を評価額の70%とする措置を継続する。 【条例附則第13項及び第15項】</p> <p>ウ 用途変更宅地等及び類似変更宅地等に係る平成27年度分から平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税について、変更後の用途に係る平均の負担水準を用いて算出する方式を適用しない措置を継続する。 【条例附則第16項】</p> <p>(2) 平成27年度から適用することとされている原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車(農耕作業用自動車を除く。)に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度から適用する。 【尼崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第22号)第62条第3号並びに付則第1項第2号、第4号及び第6項から第10項まで】</p> <p>(3) 法人市民税に係る均等割の税率区分の基準となる、資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算し、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする。 【条例第33条の7第1項及び第5項から第9項まで】</p>				
4 施行期日	平成27年4月1日。ただし、3(2)は公布の日とする。				

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(法人の市民税の税率)</p> <p>第33条の7 第17条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる法人 年額 60,000円 ア～エ 略 オ <u>資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額</u> _____ _____ _____をいう。以下同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(令で定める役員を含む。)の数の合計数(以下この項及び第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第1項の場合において、第3項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。</u></p>	<p>(法人の市民税の税率)</p> <p>第33条の7 第17条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる法人 年額 60,000円 ア～エ 略 オ <u>資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令で定めるところにより算定した金額)をいう。以下同じ。)を</u>有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(令で定める役員を含む。)の数の合計数(以下この項及び第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第1項において、第3項第1号から第3号までに掲げる法人の資本金等の額又は従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日(同項第1号に掲げる法人で第33条の8第1項の法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの及び第3項第2号に掲げる法人にあつては、当該法人の資本金等の額については、令で定める日)現在における資本金等の額又は従業者数の合計数による。</u></p>

- 6 第3項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号才中「資本金等の額が」とあるのは「第3項第1号に定める日(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第6項に規定する令で定める日。以下この項において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同項第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第3項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 7 第3項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号才及び同項第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは、「第7項に規定する令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 8 第3項第3号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号才及び同項第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは、「第3項第3号に定める日現在における資本金の

額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

9 略

附則

1～9 略

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

10 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格(以下「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

11 平成28年度分の固定資産税について、前項の規定を受けた土地(以下「平成28年度適用土地」という。)又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成28年度適用土地であるものであって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

12 固定資産税の納税者は、その納付すべき平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に係る法附則第10項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定

6 略

附則

1～9 略

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

10 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格(以下「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

11 平成25年度分の固定資産税について、前項の規定を受けた土地(以下「平成25年度適用土地」という。)又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成25年度適用土地であるものであって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

12 固定資産税の納税者は、その納付すべき平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に係る法附則第10項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定

<p>により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。 (商業地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>13 商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。</p> <p>14 略 (商業地等に対して課する平成27年から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定により算定した税額とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)</p> <p>16 平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p>	<p>により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。 (商業地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>13 商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。</p> <p>14 略 (商業地等に対して課する平成24年から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定により算定した税額とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)</p> <p>16 平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p>
---	---

尼崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第22号）（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条第4項中「外国法人」の次に「(法第24条第3項に規定する外国法人をいう。以下同じ。)」を加える。</p> <p>第19条第14項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。</p> <p>第25条第3項中「もの」の次に「の合計額」を加える。</p> <p>第33条の7第2項中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。</p> <p>第33条の7の2第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。</p> <p>第33条の8第5項中「第42条の6第5項」を「第42条の6第12項」に改め、同条第10項中「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額及び」の次に「地方法人税法(平成26年法律第11号)第12条第1項の控除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに」を、「定めるもの」の次に「の合計額」を加える。</p> <p>第49条及び第50条中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。</p> <p>第60条第1項中「軽自動車税について」を「この節において」に、「以下軽自動車税について同じ」を「第69条の2第5項を除き、以下この節において同じ」に改め、同条第2項中「場合においては」を「ときは、前項の規定にかかわらず、軽自動車税は」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該軽自動車等が」を加え、「と認めるものについて」を「ものであると市長が認める場合」に改める。</p> <p>第61条中「商品であって使用しないもの」を「商品(規則で定めるものに限る。第69条の2第1項において同じ。)であるもの及び小型特</p>	<p>第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条第4項中「外国法人」の次に「(法第24条第3項に規定する外国法人をいう。以下同じ。)」を加える。</p> <p>第19条第14項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。</p> <p>第25条第3項中「もの」の次に「の合計額」を加える。</p> <p>第33条の7第2項中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。</p> <p>第33条の7の2第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。</p> <p>第33条の8第5項中「第42条の6第5項」を「第42条の6第12項」に改め、同条第10項中「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額及び」の次に「地方法人税法(平成26年法律第11号)第12条第1項の控除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに」を、「定めるもの」の次に「の合計額」を加える。</p> <p>第49条及び第50条中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。</p> <p>第60条第1項中「軽自動車税について」を「この節において」に、「以下軽自動車税について同じ」を「第69条の2第5項を除き、以下この節において同じ」に改め、同条第2項中「場合においては」を「ときは、前項の規定にかかわらず、軽自動車税は」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該軽自動車等が」を加え、「と認めるものについて」を「ものであると市長が認める場合」に改める。</p> <p>第61条中「商品であって使用しないもの」を「商品(規則で定めるものに限る。第69条の2第1項において同じ。)であるもの及び小型特</p>

殊自動車で農耕作業（刈取脱穀作業を含む。）の用に供されるもの（以下「農耕作業用自動車」という。）に改める。

第62条中「に対し」を「の区分に応じ」に、「ついて、それぞれ」を「つき、」に改め、同条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 小型特殊自動車 年額 4,700円

第62条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第67条の見出し中「の義務」を削り、同条中「本節」を「この節」に改め、「また」を削る。

第68条第1項中「所有者等が」の次に「正当な理由なく」を加え、「よって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者」を「よる申告を行わなかったときは、当該軽自動車等の所有者等」に改める。

第69条第1項中「次」の前に「市長は、」を加え、「該当し、市長において」を「該当する場合において、」に改め、「減免する」の次に「ことができる」を加え、同項ただし書中「1台に限る」を「1台分に限るものとする」に改め、同項第1号中「に専用する軽自動車等」を「で軽自動車等を使用するとき。」に改め、同項第2号中「所有し、かつ、専用する軽自動車等」を「軽自動車等を所有し、これを自ら使用するとき。」に改め、同条第2項中「市長において」を「市長が」に改め、同条第3項中「よって軽自動車税の」を「よ

殊自動車で農耕作業（刈取脱穀作業を含む。）の用に供されるもの（以下「農耕作業用自動車」という。）に改める。

第62条中「に対し」を「の区分に応じ」に、「ついて、それぞれ」を「つき、」に改め、同条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 小型特殊自動車 年額 5,900円

第62条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第67条の見出し中「の義務」を削り、同条中「本節」を「この節」に改め、「また」を削る。

第68条第1項中「所有者等が」の次に「正当な理由なく」を加え、「よって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者」を「よる申告を行わなかったときは、当該軽自動車等の所有者等」に改める。

第69条第1項中「次」の前に「市長は、」を加え、「該当し、市長において」を「該当する場合において、」に改め、「減免する」の次に「ことができる」を加え、同項ただし書中「1台に限る」を「1台分に限るものとする」に改め、同項第1号中「に専用する軽自動車等」を「で軽自動車等を使用するとき。」に改め、同項第2号中「所有し、かつ、専用する軽自動車等」を「軽自動車等を所有し、これを自ら使用するとき。」に改め、同条第2項中「市長において」を「市長が」に改め、同条第3項中「よって軽自動車税の」を「よ

る」に、「当該」を「その」に、「、市長に申請しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同項第1号中「又は名称」を「(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)」に改め、同項第5号中「市長において」を「市長が」に改め、同条第4項中「よって軽自動車税の」を「よる」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第69条の2を次のように改める。

(原動機付自転車等に係る標識の交付等)

第69条の2 1～8 略

第102条第1項中「納税義務者は」の次に「、次に掲げる者の区分に応じ」を加え、同項第1号中「以内」の次に「(外国法人が第97条の2第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合(同条第2項に規定する認定を受けた場合を除く。))」には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日又は当該事業所等を有しないこととなる日のいずれか早い日まで)」を加える。

附則第7項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第31項」に改め、附則第9項を次のように改める。

(固定資産税等の課税標準の特例)

9 略

附則第42項中「耐震改修」の次に「(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第44項において同じ。))」を加え、「令附則第12条第24項に規定する基準を満たす」を「耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第44項において同じ。))に適合する」に改め、附則第50項を附則第52項とし、附則第49項中「附則第47項」を「附則第49項」に改め、同項を附則第51項とし、附則第48項を附則第50項とし、附則第47項を附則第49項とし、附則第46項中「附則第44項」を「附則第46項」に改め、同項を附則第48項とし、附則第45項を附則第47項とし、附則第44項を附則第46項とし、附則第43項の次に

る」に、「当該」を「その」に、「、市長に申請しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同項第1号中「又は名称」を「(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)」に改め、同項第5号中「市長において」を「市長が」に改め、同条第4項中「よって軽自動車税の」を「よる」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第69条の2を次のように改める。

(原動機付自転車等に係る標識の交付等)

第69条の2 1～8 略

第102条第1項中「納税義務者は」の次に「、次に掲げる者の区分に応じ」を加え、同項第1号中「以内」の次に「(外国法人が第97条の2第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合(同条第2項に規定する認定を受けた場合を除く。))」には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日又は当該事業所等を有しないこととなる日のいずれか早い日まで)」を加える。

附則第7項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第31項」に改め、附則第9項を次のように改める。

(固定資産税等の課税標準の特例)

9 略

附則第42項中「耐震改修」の次に「(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第44項において同じ。))」を加え、「令附則第12条第24項に規定する基準を満たす」を「耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第44項において同じ。))に適合する」に改め、附則第50項を附則第52項とし、附則第49項中「附則第47項」を「附則第49項」に改め、同項を附則第51項とし、附則第48項を附則第50項とし、附則第47項を附則第49項とし、附則第46項中「附則第44項」を「附則第46項」に改め、同項を附則第48項とし、附則第45項を附則第47項とし、附則第44項を附則第46項とし、附則第43項の次に

次の2項を加える。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

44 略

45 略

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第24条第3項」を「第292条第1項第3号口」に、「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)に規定する場所」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)」に改める。

第19条第2項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改め、同条第11項中「次に掲げる区分に応じ当該号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項各号を削る。

第25条第3項中「税(」の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の次に「同法第165条の6第1項の控除限度額並びに」を加える。

第33条の7の2第5項中「第145条において準用する場合を含む」を「第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ)」に改める。

次の2項を加える。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

44 略

45 略

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第24条第3項」を「第292条第1項第3号口」に、「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)に規定する場所」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)」に改める。

第19条第2項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改め、同条第11項中「次に掲げる区分に応じ当該号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項各号を削る。

第25条第3項中「税(」の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の次に「同法第165条の6第1項の控除限度額並びに」を加える。

第33条の7第5項中「除く。)」の次に「又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)」を加える。

第33条の7の2第5項中「第145条において準用する場合を含む」を「第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ)」に改める。

第33条の8第1項中「(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この款において同じ。)」及び「(同法第145条において準用する場合を含む。以下第11項を除き、この款において同じ。)」を削り、「又は第89条」を「、第89条」に改め、「含む。)」の次に「、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」を加え、「又は第88条の申告書」を「、第88条又は第144条の3第1項の申告書」に、「又は第88条の規定」を「、第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定」に、「又は第74条第1項」を「、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」に改め、「において、同法第71条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、同条第5項中「若しくは第74条第1項」を「、第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第144条の6第1項」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の13」に、「これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除する」を「法第32

第33条の8第1項中「(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この款において同じ。)」及び「(同法第145条において準用する場合を含む。以下第11項を除き、この款において同じ。)」を削り、「又は第89条」を「、第89条」に改め、「含む。)」の次に「、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」を加え、「又は第88条の申告書」を「、第88条又は第144条の3第1項の申告書」に、「又は第88条の規定」を「、第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定」に、「又は第74条第1項」を「、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」に改め、「において、同法第71条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、同条第5項中「若しくは第74条第1項」を「、第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第144条の6第1項」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の13」に、「これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除する」を「法第32

1条の12第12項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項後段を削り、同条第10項中「税(」の次に「外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額」を、「法人税割額」の次に「(外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)」を加え、同条第18項中「第71条第1項」の次に「若しくは第144条の3第1項」を加え、「同条第1項」を「同法第71条第1項又は第144条の3第1項」に改める。

第33条の13第1項中「第145条」を「第144条の8」に改め、「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第62条第3項中「4,700円」を「5,900円」に改める。

附則第52項を附則第53項とし、附則第51項中「附則第49項」を「附則第50項」に改め、同項を附則第52項とし、附則第50項を附則第51項とし、附則第49項を附則第50項とし、附則第48項中「附則第46項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第49項とし、附則第43項から附則第47項までを1項ずつ繰り下げ、附則第42項中「附則第44項」を「附則第45項」に改め、同項を附則第43項とし、附則第41項を附則第42項とし、附則第40項を附則第41項とし、附則第39項中「附則第37項」を「附則第38項」に改め、同項を附則第40項とし、附則第32項から附則第38項までを1項ずつ繰り下げ、附則第31項の次に次の1項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

32 略

1条の12第12項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項後段を削り、同条第10項中「税(」の次に「外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額」を、「法人税割額」の次に「(外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)」を加え、同条第18項中「第71条第1項」の次に「若しくは第144条の3第1項」を加え、「同条第1項」を「同法第71条第1項又は第144条の3第1項」に改める。

第33条の13第1項中「第145条」を「第144条の8」に改め、「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

附則第52項を附則第53項とし、附則第51項中「附則第49項」を「附則第50項」に改め、同項を附則第52項とし、附則第50項を附則第51項とし、附則第49項を附則第50項とし、附則第48項中「附則第46項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第49項とし、附則第43項から附則第47項までを1項ずつ繰り下げ、附則第42項中「附則第44項」を「附則第45項」に改め、同項を附則第43項とし、附則第41項を附則第42項とし、附則第40項を附則第41項とし、附則第39項中「附則第37項」を「附則第38項」に改め、同項を附則第40項とし、附則第32項から附則第38項までを1項ずつ繰り下げ、附則第31項の次に次の1項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

32 略

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中第60条、61条、第62条第2号イ及びウ並びに第3号、第67条、第68条第1項及び第69条の2の改正規定並びに付則第6項及び第10項(第2条の規定による改正後の尼崎市市税条例(以下「平成28年改正後条例」という。))附則第32項に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(3) 略

(4) 第1条中第62条第1号、第2号ア及び第4号の改正規定並びに第2条の規定(次号及び第6号に掲げる改正規定を除く。)並びに付則第5項、第7項から第9項まで及び第10項(平成28年改正後条例附則第32項に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5)・(6) 略

2～5 略

(軽自動車税に関する経過措置)

6 改正後の条例第61条、第62条(第2号イ及びウ並びに第3号に係る部分に限る。)及び第69条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第62条(第1号、第2号ア及び第4号に係る部分に限る。)及び平成28年改正後条例第62条第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

8 略

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中第60条から第62条まで____、第67条、第68条第1項及び第69条の2の改正規定並びに付則第6項及び第9項(第2条の規定による改正後の尼崎市市税条例(以下「平成28年改正後条例」という。))附則第32項に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(3) 略

(4) _____第2条の規定(次号及び第6号に掲げる改正規定を除く。)並びに付則第5項、第7項、第8項及び第9項____(平成28年改正後条例附則第32項に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5)・(6) 略

2～5 略

(軽自動車税に関する経過措置)

6 改正後の条例第61条、第62条____及び第69条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

7 略

9 略			8 略		
10 略			9 略		
改正後の条例第62条第2号イ	3,900円	3,100円	改正後の条例第62条第2号イ	3,900円	3,100円
改正後の条例第62条第2号ウ	6,900円	5,500円	改正後の条例第62条第2号ウ	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
平成28年改正後条例附則第32項の表以外の部分	第62条	尼崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年尼崎市条例第号。以下「平成26年改正条例」という。)付則第10項の規定により読み替えて適用される第62条	平成28年改正後条例附則第32項の表以外の部分	第62条	尼崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年尼崎市条例第号。以下「平成26年改正条例」という。)付則第9項の規定により読み替えて適用される第62条
平成28年改正後条例附則第32項の表	第62条第2号イ	平成26年改正条例付則第10項の規定により読み替えて適用される第62条第2号イ	平成28年改正後条例附則第32項の表	第62条第2号イ	平成26年改正条例付則第9項の規定により読み替えて適用される第62条第2号イ
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	第62条第2号ウ	平成26年改正条例付則第10項の規定により読み替えて適用される第62条第2号ウ		第62条第2号ウ	平成26年改正条例付則第9項の規定により読み替えて適用される第62条第2号ウ
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円

	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

< 平成 27 年 6 月定例会 >

種 別	専決処分報告	番 号	報告第 4 号	所 管	介護保険事業担当						
件 名	専決処分について (尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例)										
内 容											
1	<p>専決理由</p> <p>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成27年政令第211号)が平成27年4月10日に施行されたことに伴い、条例改正を行う必要が生じたが、急施を要したので、専決処分したもの。</p>										
2	<p>専決処分日</p> <p>平成27年5月22日</p>										
3	<p>専決内容</p> <p>平成27年度の介護保険料の軽減【付則第15項】 公費を投入して低所得者(第1段階)の保険料を軽減強化する。</p> <p>第1段階 保険料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">年額 35,532円</td> <td style="width: 30%;">31,979円</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>(月額 2,961円)</td> <td>(2,665円)</td> <td></td> </tr> </table>					年額 35,532円	31,979円		(月額 2,961円)	(2,665円)	
年額 35,532円	31,979円										
(月額 2,961円)	(2,665円)										
4	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>										

< 平成 27 年 6 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 77 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 27 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 2 号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	208,655,940	45,600	208,701,540		
2	歳入歳出補正予算額 (単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	県支出金	8,600	総務費	16,500	
	繰越金	6,500	民生費	18,000	
	諸収入	2,500	商工費	8,600	
	市債	28,000	消防費	2,500	
	合 計	45,600	合 計	45,600	
3	補正予算の内容 国の経済対策により兵庫県において設置されている「消費者行政活性化事業基金」及び「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費者行政活性化事業を実施するほか、武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設の設計等を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。				

費目別事業概要

総務費	16,500 千円
尼崎東高等学校跡地活用事業費	6,500 千円
既存校舎等の解体撤去について、労務単価の増等に伴い契約変更を行う。	
施設整備事業費	10,000 千円
武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設の設計を行う。	
民生費	18,000 千円
施設整備事業費	18,000 千円
武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設の設計を行う。	
商工費	8,600 千円
消費者行政活性化事業費	8,600 千円
県の消費者行政活性化事業基金及び地方消費者行政推進交付金を活用し、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等を行う。	
消防費	2,500 千円
消防設備整備事業費	2,500 千円
宝くじの社会貢献広報事業による助成金を活用し、自主防災組織等の災害対応能力の向上を図るため、防災資機材等を整備する。	

< 平成 27 年 6 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 78 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 子の看護休暇について、ワークライフバランス推進の観点から、その取得要件を拡大するもの。</p> <p>2 改正内容 子の看護休暇の取得要件に、対象となる子が在籍する学校又は保育施設が実施する行事のうち、保護者の出席・観覧等が予定されている行事へ参加する場合を追加するとともに、休暇の名称を「子の看護等の子育てのための休暇」に改める。</p> <p>3 施行期日 平成 27 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

改正後	現 行
<p><u>(子の看護等の子育てのための休暇)</u> <u>第13条の2 任命権者は、次のいずれかに該当するときは、児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この条において同じ。)を養育する職員の請求により、1年につき5日(その養育する児童が2人以上いる場合は、10日)以内の子育てのための休暇を与える。</u></p> <p><u>(1) 当該職員が、その養育する児童の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった場合における世話又は疾病の予防を図るために必要な世話で市規則で定めるものをいう。)をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p><u>(2) 当該職員が、その養育する児童が在籍する学校又は保育施設が実施する行事で市規則で定めるもの(当該児童に係るものに限る。)への参加その他の対応をする場合</u></p>	<p><u>(子の看護休暇)</u> <u>第13条の2 任命権者は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「児童」という。)を養育する職員が当該児童の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった場合における世話又は疾病の予防を図るために必要な市規則で定める世話をいう。)をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、1年につき5日(その養育する児童が2人以上いる場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。</u></p>

< 平成 27 年 6 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 79 号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容				
	(1) 個人住民税の所得割の課税標準について、所得税における出国時の譲渡所得課税の特例を適用しないこととする。 【条例第 19 条第 2 項】				
	(2) 法人の欠損金の繰越控除について、繰越期間を 9 年から 10 年に拡大する。 【条例第 33 条の 8 第 5 項】				
	(3) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに認定事業者が取得した公共施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、5 年度分、都市再生緊急整備地域においてはその価格に 5 分の 3 を、特定都市再生緊急整備地域においてはその価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。 【条例附則第 9 項】				
	(4) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに締結された管理協定に係る津波災害警戒区域内の津波避難施設に係る固定資産税の課税標準について、6 年度分、その価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。 【条例附則第 9 項】				
	(5) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の税額について、5 年度分、その価格の 3 分の 2 を減額する。 【条例附則第 9 項】				
	(6) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について適用期限を平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年半延長する。 【条例附則第 21 項】				
	(7) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した四輪以上及び三輪の新車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成 28 年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置(グリーン化特例)を導入する。 【条例附則第 32 項】				
	(8) 旧 3 級品の紙巻たばこに係るたばこ税の特例税率を段階的に廃止する。 【条例附則第 33 項】				
	(9) その他所要の規定の整備を行う。				
3	施行期日 公布の日。ただし、2(1)は平成 28 年 1 月 1 日、(2)は平成 29 年 4 月 1 日、(8)は平成 28 年 4 月 1 日とする。				

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（所得割の課税標準）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定するものとする。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3～15 略</p>	<p>（所得割の課税標準）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定するものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3～15 略</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第27条の3 1～3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、省令で定めることにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。</p> <p>5 略</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第27条の3 1～3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、省令で定めることにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。</p> <p>5 略</p>
<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第33条の8 略</p> <p>2 法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人（<u>同条第9号</u> _____に規定する普通法人に限る。）で、その連結事業年度（法第321条の8第2項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第18項において同じ。）開始の日から6月の期間中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該連結事業年度が6月を越える場合には、当該連結</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第33条の8 略</p> <p>2 法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人（<u>同法第2条第9号</u>に規定する普通法人に限る。）で、その連結事業年度（法第321条の8第2項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第18項において同じ。）開始の日から6月の期間中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該連結事業年度が6月を越える場合には、当該連結</p>

事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この款において同じ。)の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(法人税法第71条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。)を基準として令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として定めるところにより計算した金額が100,000円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りではない。

3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この款において同じ。)がある連結子法人(同法第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この款において同じ。)(連結申告法人(同法第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この款において同じ。))に限る。)で、当該申告書に係る連結法人税額(同法其他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額(同法第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額に限る。))をいう。以下この款において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当す

事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この款において同じ。)の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(法人税法第71条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。)を基準として令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として定めるところにより計算した金額が100,000円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りではない。

3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この款において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この款において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この款において同じ。))に限る。)で、当該申告書に係る連結法人税額(法人税法其他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額(法人税法第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額に限る。))をいう。以下この款において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当す

る期間に限る。以下この款において同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

5～8 略

9 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この款において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと)により、当該法人が前項各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該法人は、当該修正申告によって増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定によって納付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によって申告納付しなければならない。

10～18 略

(市民税の減免)

第34条 1～6 略

7 前2項に規定するもののほか、個人の市民税の納税義務者で第2項各号のうち2以上に該当するもの(一定の期間同時に該当するものを除く。)に対する同項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

る期間に限る。以下この款において同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

5～8 略

9 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この款において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと)により、当該法人が前項各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該法人は、当該修正申告によって増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定によって納付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によって申告納付しなければならない。

10～18 略

(市民税の減免)

第34条 1～6 略

(都市計画税の課税客体等)

第107条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第36条(第3項、第8項及び第9項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされるものをいう。

附則

1～8 略

(固定資産税等の課税標準等の特例)

9 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1)～(5) 略

(6) 法附則第15条第18項本文 5分の3

(7) 法附則第15条第18項ただし書 2分の1

(8) 法附則第15条第30項 2分の1

(9) 法附則第15条第31項 2分の1

(10) 法附則第15条第36項 3分の2

(11) 法附則第15条第39項 3分の2

(12) 法附則第15条第40項 4分の3

(13) 法附則第15条の8第4項の規定において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項 3分の2

10～20 略

21 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年まで

(都市計画税の課税客体等)

第107条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項)の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第36条(第3項、第8項及び第9項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされるものをいう。

附則

1～8 略

(固定資産税等の課税標準等の特例)

9 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1)～(5) 略

(6) 法附則第15条第34項 3分の2

(7) 法附則第15条第37項 3分の2

(8) 法附則第15条第38項 4分の3

10～20 略

21 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年まで

の各年である場合に限る。)において、附則第17項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

22～31 略

(軽自動車税の税率の特例)

32 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間(次項及び附則第34項において「軽課対象期間」という。)に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び附則第34項において「初回車両番号指定」という。)を受けた3輪以上の軽自動車であつて、法附則第30条第1項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	1,000円
第62条 第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

33 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)で法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	2,000円
--------------	--------	--------

の各年である場合に限る。)において、附則第17項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

22～31 略

第62条	6,900円	3,500円
第2号ウ	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

34 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第30条第3項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条	3,900円	3,000円
第2号イ		
第62条	6,900円	5,200円
第2号ウ	10,800円	8,000円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

35 略

36 略

37 略

38 略

39 略

40 略

41 略

42 附則第40項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に附則第37項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

43 略

44 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額

32 略

33 略

34 略

35 略

36 略

37 略

38 略

39 附則第37項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に附則第37項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

40 略

41 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額

の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 5 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第 4 7 項において同じ。)が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準をいう。附則第 4 4 項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

4 6 略

4 7 略

4 8 略

4 9 略

5 0 略

5 1 附則第 4 9 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

5 2 略

5 3 略

5 4 附則第 5 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

5 5 略

の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 2 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第 4 4 項において同じ。)が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準をいう。附則第 4 4 項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

4 3 略

4 4 略

4 5 略

4 6 略

4 7 略

4 8 附則第 4 6 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

4 9 略

5 0 略

5 1 附則第 4 9 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

5 2 略

7～9 略

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 1～4 略

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除す

7～9 略

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 1～4 略

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除す

るものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は県民税の法人税割及び利子割若しくは市民税の法人税割に相当する税(以下この項において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法(平成26年法律第11号)第12条第1項の控除の限度額で令で定めるもの若しくは同条第3項の控除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに法第53条第24項の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

11～18 略

附則

1～35 略

(削る)

るものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は県民税の法人税割及び利子割若しくは市民税の法人税割に相当する税(以下この項において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法(平成26年法律第11号)第12条第1項の控除の限度額で令で定め

るもの又は
同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに法第53条第24項の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

11～18 略

附則

1～35 略

(市たばこ税の税率の特例)

36 たばこ事業法(昭和59年法律第68号)

附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第72条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本に

<p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 附則第40項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に附則第37項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p><u>43</u> 略</p> <p><u>44</u> 略</p> <p>（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>45</u> 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第47項において同じ。）が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準（法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第44項において同じ。）に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>46</u> 略</p> <p><u>47</u> 略</p> <p><u>48</u> 略</p> <p><u>49</u> 略</p>	<p><u>つき2</u>、<u>495</u>円とする。</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> 附則第41項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に附則第37項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p><u>44</u> 略</p> <p><u>45</u> 略</p> <p>（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>46</u> 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第48項において同じ。）が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準（法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第44項において同じ。）に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>47</u> 略</p> <p><u>48</u> 略</p> <p><u>49</u> 略</p> <p><u>50</u> 略</p>
--	--

<p><u>5 0</u> 略</p> <p><u>5 1</u> 附則第4 9項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</p> <p><u>5 2</u> 略</p> <p><u>5 3</u> 略</p> <p><u>5 4</u> 附則第5 2項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</p> <p><u>5 5</u> 略</p>	<p><u>5 1</u> 略</p> <p><u>5 2</u> 附則第5 0項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</p> <p><u>5 3</u> 略</p> <p><u>5 4</u> 略</p> <p><u>5 5</u> 附則第5 3項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</p> <p><u>5 6</u> 略</p>
---	---

尼崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第22号）（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条第4項中「第24条第3項」を「第292条第1項第3号ロ」に、「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)に規定する場所」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)」に改める。</p> <p>第19条第2項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改め、同条第11項中「次に掲げる区分に応じ当該号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項各号を削る。</p> <p>第25条第3項中「税()の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の次に「同法第165条の6第1項の控除限度額並びに」を加える。</p> <p>第33条の7の2第5項中「第145条において準用する場合を含む」を「第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。」又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ)」に改める。</p> <p>第33条の8第1項中「(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この款において同じ。)」及び「(同法第145条において準用する場合を含む。以下第11項を除き、この款において同じ。)」を削り、「又は第89条」を「、第89条」に改め、「含む。)」の次に「、第144条の3第1項又は第144条</p>	<p>第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条第4項中「第24条第3項」を「第292条第1項第3号ロ」に、「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)に規定する場所」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)」に改める。</p> <p>第19条第2項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改め、同条第11項中「次に掲げる区分に応じ当該号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項各号を削る。</p> <p>第25条第3項中「税()の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の次に「同法第165条の6第1項の控除限度額並びに」を加える。</p> <p>第33条の7の2第5項中「第145条において準用する場合を含む」を「第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。」又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ)」に改める。</p> <p>第33条の8第1項中「(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この款において同じ。)」及び「(同法第145条において準用する場合を含む。以下第11項を除き、この款において同じ。)」を削り、「又は第89条」を「、第89条」に改め、「含む。)」の次に「、第144条の3第1項又は第144条</p>

の6第1項」を加え、「又は第88条の申告書」を、「第88条又は第144条の3第1項の申告書」に、「又は第88条の規定」を、「第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定」に、「又は第74条第1項」を、「第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」に改め、「において、同法第71条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、同条第5項中「若しくは第74条第1項」を、「第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第144条の6第1項」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の13」に、「これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除する」を「法第321条の8第12項各号」に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項後段を削り、同条第10項中「税(」の次に「外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額」を、「法人税割額」の次に「(外

の6第1項」を加え、「又は第88条の申告書」を、「第88条又は第144条の3第1項の申告書」に、「又は第88条の規定」を、「第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定」に、「又は第74条第1項」を、「第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」に改め、「において、同法第71条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、同条第5項中「若しくは第74条第1項」を、「第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第144条の6第1項」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の13」に、「これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除する」を「法第321条の12第12項各号」に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項後段を削り、同条第10項中「税(」の次に「外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額」を、「法人税割額」の次に「(外

国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）」を加え、同条第18項中「第71条第1項」の次に「若しくは第144条の3第1項」を加え、「同条第1項」を「同法第71条第1項又は第144条の3第1項」に改める。

第33条の13第1項中「第145条」を「第144条の8」に改め、「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第62条第3項中「4,700円」を「5,900円」に改める。

附則第55項を附則第56項とし、附則第54項中「附則第52項」を「附則第53項」に改め、同項を附則第55項とし、附則第53項を附則第54項とし、附則第52項を附則第53項とし、附則第51項中「附則第49項」を「附則第50項」に改め、同項を附則第52項とし、附則第46項から附則第50項までを1項ずつ繰り下げ、附則第45項中「附則第47項」を「附則第48項」に改め、同項を附則第46項とし、附則第44項を附則第45項とし、附則第43項を附則第44項とし、附則第42項中「附則第40項」を「附則第41項」に改め、同項を附則第43項とし、附則第35項から附則第41項までを1項ずつ繰り下げ、附則第34項中「法附則第30条第3項各号」を「法附則第30条第5項各号」に改め、同項を附則第35項とし、附則第33項中「法附則第30条第2項各号」を「法附則第30条第4項各号」に改め、同項を附則第34項とし、附則第32項の前の見出しを削り、同項中「間(次項及び附則第34項)」を「間(次項及び附則第35項)」に、「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び附則第34項において「初回車両番号指定」という。))」を「初回車両番号指定」に「附則第30条第1項各号」を「附則第30条第3項各号」に改め、同項を附則第3

国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）」を加え、同条第18項中「第71条第1項」の次に「若しくは第144条の3第1項」を加え、「同条第1項」を「同法第71条第1項又は第144条の3第1項」に改める。

第33条の13第1項中「第145条」を「第144条の8」に改め、「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第62条第3項中「4,700円」を「5,900円」に改める。

附則第52項を附則第53項とし、附則第51項中「附則第49項」を「附則第50項」に改め、同項を附則第52項とし、附則第50項を附則第51項とし、附則第49項を附則第50項とし、附則第48項中「附則第46項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第49項とし、附則第43項から附則第47項までを1項ずつ繰り下げ、附則第42項中「附則第44項」を「附則第45項」に改め、同項を附則第43項とし、附則第41項を附則第42項とし、附則第40項を附則第41項とし、附則第39項中「附則第37項」を「附則第38項」に改め、同項を附則第40項とし、附則第32項から附則第38項までを1項ずつ繰り下げ、附則第31項の次に次の1項を加える。

3項とし、附則第31項の次に次の見出し及び1項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

3.2 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第35項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	4,600円
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(軽自動車税の税率の特例)

3.2 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定

を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	4,600円
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

< 平成 27 年 6 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 80 号	所 管	福祉課
件 名	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>平成 27 年 7 月 1 日の兵庫県立尼崎総合医療センターの開院に伴い、交通需要の増加が見込まれることから、市営バス事業の移譲事業者(交渉権者)である阪神バス株式会社が新規路線を設定することが予定されており、当該路線における、特別乗車証等の利用が可能となるよう所要の改正を行う。</p> <p>また、平成 27 年度からの介護保険料の区分の見直し等に伴い、併せて第 1 種特別乗車証に係る利用者負担金の区分の規定を整備する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 特別乗車証等の利用対象(第 4 条第 1 項)</p> <p>本市以外の一般乗合旅客自動車運送事業者の乗合自動車に係る特別乗車証等の利用対象となる乗合自動車を規定する。</p> <p>(2) 利用者負担金の区分(第 6 条第 2 項及び第 3 項)</p> <p>平成 27 年度からの介護保険料の区分が見直されたことに伴い、第 1 種特別乗車証に係る利用者負担金について、介護保険料の区分が第 1 段階である者、第 2 段階・第 3 段階である者、第 4 段階から第 1 4 段階である者の 3 つに区分するよう改正するとともに、現行の尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例施行規則第 9 条に定める「利用者負担金に係る区分」の規定を条例上の規定として定める。</p> <p>(3) 特別乗車証等の提示方法(第 7 条第 1 項及び第 2 項)</p> <p>本市の乗合自動車と阪神バス株式会社の乗合自動車は乗車方法が異なるため、阪神バス株式会社の乗合自動車に特別乗車証等を利用して乗車する際の特別乗車証等の提示方法を規定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 27 年 7 月 1 日。ただし、第 6 条の改正規定及びその経過措置は、公布の日とする。</p>					

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例

改正後	現 行
<p>(特別乗車証による乗合自動車への乗車)</p> <p>第4条 第1種特別乗車証又は第4種特別乗車証の交付を受けた者は、<u>尼崎市乗合自動車乗車料条例(昭和30年尼崎市条例第17号。以下「乗車料条例」という。)</u>の規定による乗車料若しくは本市以外の一般乗合旅客自動車運送事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。)で規則で定めるもの(以下「外部事業者」という。)が定める運賃(以下「乗車料等」という。)を支払わず、又は乗車料条例の規定による乗車券若しくは外部事業者がその使用を認める乗車券(以下これを「乗車券」という。)を使用せずに本市の乗合自動車(外部事業者の乗合自動車で規則で定めるもの(以下「外部乗合自動車」という。)を含む。以下「乗合自動車」という。)に乗車することができる。</p> <p>2 第2種特別乗車証の交付を受けた者(以下「第2種特別乗車証被交付者」という。)は、<u>乗車料条例第3条第1項第1号ア</u>に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。)を支払うことにより、その他の乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用せずに<u>乗合自動車</u>に乗車することができる。</p> <p>3 第2種特別乗車証被交付者は、<u>乗車料条例第3条第1項第2号ア</u>に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。)を支払い、<u>乗合自動車の乗務員</u>から、その支払と引換えに交付される証書で市長が指定するもの(以下「1日乗車利用証」という。)の交付を受けることにより、</p>	<p>(特別乗車証による乗合自動車への乗車)</p> <p>第4条 第1種特別乗車証又は第4種特別乗車証の交付を受けた者は、<u>本市の乗合自動車(本市以外の一般乗合旅客自動車運送事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。))</u>で規則で定めるもの(以下「外部事業者」という。)の乗合自動車を含む。以下「乗合自動車」という。)に乗車する際<u>尼崎市乗合自動車乗車料条例(昭和30年尼崎市条例第17号。以下「乗車料条例」という。)</u>の規定による乗車料若しくは外部事業者が定める運賃(以下「乗車料等」という。)を支払わず、又は乗車料条例の規定による乗車券若しくは外部事業者が発行する乗車券(以下これを「乗車券」という。)を使用せずに<u>当該乗合自動車</u>に乗車することができる。</p> <p>2 第2種特別乗車証の交付を受けた者(以下「第2種特別乗車証被交付者」という。)は、<u>乗合自動車に乗車する際乗車料条例第3条第1項第1号ア</u>に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。)を支払うことにより、その他の乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用せずに<u>当該乗合自動車</u>に乗車することができる。</p> <p>3 第2種特別乗車証被交付者は、<u>乗合自動車に乗車する際乗車料条例第3条第1項第2号ア</u>に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。)を支払い、<u>乗務員</u>から、その支払と引換えに交付される証書で市長が指定するもの(以下「1日乗車利用証」という。)の交付を受ける</p>

その他の乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用せずに当該乗合自動車に乗車することができるほか、その支払をした日において乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用せずにその他の乗合自動車に乗車することができる。

- 4 第3種特別乗車証の交付を受けた者は、その介護人（規則で定める者に限る。）とともに、乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用せずに乗合自動車に乗車することができる。

（交付の申請等）

第6条 特別乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により第1種特別乗車証の交付を申請した高齢者は、その交付を受ける際、利用者負担金として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（交付される第1種特別乗車証の有効期間が1年に満たない場合にあっては、当該各号に定める額の範囲内で規則で定める額）を支払わなければならない。

- (1) 尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号。以下「介護保険条例」という。）第4条第1号に掲げる者 4,500円
- (2) 介護保険条例第4条第2号及び第3号に掲げる者 7,500円
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 15,000円

- 3 前項各号に掲げる者の区分は、第1種特別乗車証の有効期間の初日の属する年度（当該初日が規則で定める期間内にある場合は、当該年度の前年度）分の本市の介護保険の保険料の賦課期日における当該保険

ことにより、その他の乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用せずに当該乗合自動車に乗車することができるほか、その支払をした日においてその他の乗合自動車に乗車する際乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用せずに当該乗合自動車に乗車することができる。

- 4 第3種特別乗車証の交付を受けた者は、その介護人（規則で定める者に限る。）とともに、乗合自動車に乗車する際乗車料等を支払わず、又は乗車券を使用せずに当該乗合自動車に乗車することができる。

（交付の申請及び利用者負担金）

第6条 特別乗車証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により第1種特別乗車証の交付を申請した高齢者は、その交付を受ける際、利用者負担金として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（交付される第1種特別乗車証の有効期間が1年に満たない場合にあっては、当該各号に定める額の範囲内で規則で定める額）を支払わなければならない。

- (1) 尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）第4条第1号及び第2号に掲げる者 4,500円
- (2) 尼崎市介護保険条例第4条第3号及び第4号に掲げる者 7,500円
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 15,000円

料に係る区分によるものとする。

(提示義務)

第7条 特別乗車証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、その交付を受けた特別乗車証により、乗合自動車(外部乗合自動車のうち規則で定めるもの(以下「特定外部乗合自動車」という。))を除く。以下この条において同じ。)に乗車しようとするときは当該乗合自動車の乗務員に、特定外部乗合自動車に乗車して、当該特定外部乗合自動車から降車しようとするときは当該特定外部乗合自動車の乗務員に当該特別乗車証を提示しなければならない。当該乗合自動車又は当該特定外部乗合自動車の乗務員から特別乗車証の提示を求められたときも、同様とする。

2 1日乗車利用証の交付を受けた第2種特別乗車証被交付者は、当該1日乗車利用証により、乗合自動車に乗車しようとするときは当該乗合自動車の乗務員に、特定外部乗合自動車に乗車して、当該特定外部乗合自動車から降車しようとするときは当該特定外部乗合自動車の乗務員にその第2種特別乗車証及び1日乗車利用証(以下「第2種特別乗車証等」という。))を提示しなければならない。当該乗合自動車又は特定外部乗合自動車の乗務員から第2種特別乗車証等の提示を求められたときも、同様とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市乗合自動

(提示義務)

第7条 特別乗車証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、その交付を受けた特別乗車証により乗合自動車に乗車しようとするときは、当該乗合自動車の乗務員に当該特別乗車証を提示するものとする。当該乗務員から特別乗車証の提示を求められたときも、同様とする。

2 前項の規定は、第4条第3項の規定により1日乗車利用証の交付を受けた第2種特別乗車証被交付者が同項のその他の乗合自動車に乗車しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該特別乗車証」とあるのは「その第2種特別乗車証及び当該1日乗車利用証」と、「から特別乗車証」とあるのは「から第2種特別乗車証及び1日乗車利用証」と読み替えるものとする。

車特別乗車証交付条例第6条第2項に規定する高齢者で前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に第1種特別乗車証（その有効期間の初日が規則で定める日以後であるものを除く。）の交付を受けるものに対する同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「尼崎市介護保険条例」とあるのは「尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年尼崎市条例第25号）による改正前の尼崎市介護保険条例」と、「。以下「介護保険条例」という。）第4条第1号」とあるのは「（以下「旧介護保険条例」という。）第4条第1号及び第2号」と、同項第2号中「介護保険条例第4条第2号及び第3号」とあるのは「旧介護保険条例第4条第3号及び第4号」とする。

<平成27年6月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第81号	所 管	保育施策推進担当
件 名	尼崎市保育所設置法人等選定委員会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>尼崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の量の確保を推進するため、法人等を公募し、新設の保育所や小規模保育事業等の事業所を整備、設置することとなった。</p> <p>これに伴い、設置場所や実施する保育内容の詳細事項、職員の配置状況等から、適正かつ公平に優先順位の決定及び候補者の選定を行うにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市保育所設置法人等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置するため、条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条関係)</p> <p>次の各号に掲げる者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、委員会を置く。</p> <p>ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所の認可及び子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の確認を受けるべき法人</p> <p>イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の認可及び子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)の確認を受けるべき事業者</p> <p>ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業のうち家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業の認可及び特定地域型保育事業者の確認を受けるべき事業者</p> <p>(2) 組織(第2条関係)</p> <p>ア 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(ア) 学識経験者</p> <p>(イ) 公認会計士又は税理士</p> <p>(ウ) 本市関係職員</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

< 平成 27 年 6 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 82 号	所 管	マイナンバーカード 普及担当
件 名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>平成 27 年 10 月から、本市に住民登録を有する全ての市民に対して、通知カードにより個人番号の通知が行われること及び申請に基づき平成 28 年 1 月から個人番号カードの交付が始まることに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定める。</p> <p>また、平成 27 年 12 月末で住民基本台帳カードの交付が廃止されることから、併せて同カードの交付又は再交付手数料に係る条文を削除する。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>手数料を徴収する事務及び手数料の額（第 2 条関係）</p> <p>(1) 手数料の徴収項目の新設として、「通知カードの再交付 1 枚 500 円」を加える。</p> <p>(2) 「住民基本台帳カードの交付又は再交付 1 枚 500 円」を削除する。</p> <p>(3) 手数料の徴収項目の新設として、「個人番号カードの再交付 1 枚 800 円」を加える。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成 27 年 10 月 5 日。</p> <p>ただし、上記 2 (2) 及び (3) に係る改正については、平成 28 年 1 月 1 日。</p>				

尼崎市手数料条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(37) 略</p> <p><u>(38) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付 1枚 500円</u></p> <p><u>(39) その他市の事務に属する事項に関する証明 1件 300円</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(37) 略</p> <p><u>(38) その他市の事務に属する事項に関する証明 1件 300円</u></p>

尼崎市手数料条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p><u>(20) 削除</u></p> <p>(21)～(37) 略</p> <p>(38) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）第7条第1項に規定する通知カードの再交付 1枚 500円</p> <p><u>(39) 番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付 1枚 800円</u></p> <p><u>(40) その他市の事務に属する事項に関する証明 1件 300円</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p><u>(20) 住民基本台帳カードの交付又は再交付 1枚 500円</u></p> <p>(21)～(37) 略</p> <p>(38) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付 1枚 500円</p> <p><u>(39) その他市の事務に属する事項に関する証明 1件 300円</u></p>

<平成27年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第84号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について(武庫北小学校給食室棟改築等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市道意町3丁目1番地 株式会社三田工務店 代表取締役 三田 恭男				
2	契約金額 213,408,000円(金額は消費税等相当額8%を含む。)				
3	契約の方法 随意契約				
4	執行年月日 平成27年5月13日				
5	工事内容 給食室棟改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1棟 敷地面積 18,961.78平方メートル 建築面積 582.25平方メートル 延べ面積 518.54平方メートル 既存校舎等解体工事(西棟、給食室棟等) 既存校舎改修工事(北棟等) 屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)				
6	工期 契約締結の日から390日間				

見積合わせ結果表

	執行年月日	平成27年5月13日	
件名	武庫北小学校給食室棟改築等工事		
契約の相手方 となるべき者	(株)三田工務店	見積金額	197,600,000円
予定価格	197,610,000円	最低制限価格	-

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(不落随契)
- 2 これまでの入札経過は、次ページのとおり

<参考>

「武庫北小学校給食室棟改築等工事」については、今回が6回目の入札執行である。

6回目の入札結果については、「開札結果表」のとおり。また、1回目以降の状況については、「入札経過」のとおり

開 札 結 果 表

		開 札 年 月 日	平成27年5月13日
件 名	武庫北小学校給食室棟改築等工事		
落 札 者 名	不 調	落 札 金 額	-
予 定 価 格	197,610,000 円	最 低 制 限 価 格	177,743,000 円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)	第2回目入札金額(円)	
(株)三田工務店	212,600,000	206,900,000	予定価格超過
(株)鍵田組	167,900,000	最低制限価格抵触	-
海月建設(株)	辞 退	-	-
(株)オカモト・コンストラクション・システム	辞 退	-	-

(金額は消費税等相当額8%を含まない。)

入 札 経 過

入札執行	開札年月日	参加者数	1回目			2回目		主な変更
			入札	辞退	失格	入札	辞退	
1回目	平成26年 7月28日	9	5	4	0	2	3	-
2回目	平成26年 9月 2日	5	2	3	0	0	2	設計内容の見直し
3回目	平成26年11月12日	3	1	2	0	1	0	設計内容の見直し
4回目	平成26年12月24日	5	2	2	1	1	1	改修工事及び解体工事と新築工事を分離
5回目	平成27年 2月 9日	4	1	3	0	1	0	施工時期の見直し
6回目	平成27年 5月13日	4	1	2	1	1	0	工期短縮による仮設計画見直し、交通誘導員増員

< 平成 2 7 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 8 5 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について (水堂小学校南棟改築等工事)				
内 容					
1	変更理由 賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第 2 6 条第 6 項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。				
2	契約の相手方 神戸市中央区磯上通 4 丁目 1 番 6 号 東洋・光邦特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設株式会社神戸営業所 所長 浅野 恒平				
3	契約金額 変更前 1,323,985,680 円(金額は消費税等相当額 5 及び 8 % を含む。) 変更後 1,340,650,080 円(金額は消費税等相当額 5 及び 8 % を含む。) 増 額 16,664,400 円(金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
4	変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第 2 6 条関係)				
5	契約工期 平成 2 4 年 1 0 月 9 日から平成 2 7 年 8 月 3 1 日まで (変更なし)				

< 平成 27 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 86 号	所 管	道路課						
件 名	市道路線の認定について										
内 容											
<p>1 理由 道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。</p> <p>2 対象路線 (1) 認定しようとする路線</p> <table border="1" data-bbox="236 808 1422 958"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 道 第 8 4 9 号 線</td> <td>常光寺 2 丁目 9 - 2 ~ 同 9 - 2</td> </tr> <tr> <td>市 道 第 8 5 0 号 線</td> <td>常光寺 2 丁目 9 - 4 ~ 同 9 - 4</td> </tr> </tbody> </table>						路 線 名	起 点 ~ 終 点	市 道 第 8 4 9 号 線	常光寺 2 丁目 9 - 2 ~ 同 9 - 2	市 道 第 8 5 0 号 線	常光寺 2 丁目 9 - 4 ~ 同 9 - 4
路 線 名	起 点 ~ 終 点										
市 道 第 8 4 9 号 線	常光寺 2 丁目 9 - 2 ~ 同 9 - 2										
市 道 第 8 5 0 号 線	常光寺 2 丁目 9 - 4 ~ 同 9 - 4										

